

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和4年10月28日（金）午前8時59分～午前9時30分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長 欠席者：会計管理者
議 題	1 令和4年第4回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第4回市議会定例会の招集期日は、12月1日（木）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題1 令和4年第4回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業について国から速やかな実施を要請されていること及び令和3年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る国の交付金の超過交付分について、返還を求める旨の通知があったことから、緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算（第6号）を専決処分したものである。 専決処分年月日については、令和4年10月6日である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例 (総務部長説明) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、法律により委任された事項等を内容とする個人情報

報の保護に関する法律施行条例を定める必要があるので、本案を提出する。

個人情報保護に関する法律により条例に委任された事項等について、武蔵村山市個人情報保護審議会からの中間答申・最終答申に基づき、次のように定めることとする。

ア 開示決定等の期限に関する特例

イ 開示請求に係る手数料等

ウ 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

エ 武蔵村山市個人情報保護審議会の設置、報告・諮問事項

オ その他所要の規定

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

本内容については、武蔵村山市例規文書審査会への付議の決定を求める。

なお、備考欄に「条例骨子案のパブリックコメントを踏まえた武蔵村山市個人情報保護審議会からの最終答申書が令和4年11月初旬までに市長に提出される予定であり、これにより条例案を作成する必要があるため、別添の案には、今後、変更があり得る。」と記載されているが、変更はない見込みである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市組織条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に対応するため、行政組織を見直す必要があるため本案を提出する。

環境部を設置し、協働推進部の所掌事務の一部を移管するものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

個人番号及び特定個人情報を利用することができる事務を追加する必要があるため、本案を提出する。

個人番号及び特定個人情報を利用することができる事務として、生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を別

表第一及び別表第二に追加する。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要があるため、本案を提出する。

概要について、1点目は常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の10引き上げて、100分の232.5(年間100分の455)とするものである。

2点目は令和5年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう改める(各100分の227.5)ものである。

施行期日について、1点目は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

2点目は令和5年4月1日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の給料の額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、通勤手当の額を改定する必要があるため、本案を提出する。

概要について、1点目は行政職給料表(1)について、東京都に準拠する形で、初任層に重点を置き、若年層について引き上げるものである。

2点目は勤勉手当の支給割合を100分の10(再任用職員は100分の5)引き上げるものである。

3点目は令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期及び12月期が均等になるようそれぞれ改めるものである。

4点目は交通用具使用者の通勤手当の額を段階的に引き下げ、令和7年4月から東京都と同額にするものである。

施行期日について、1点目は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2点目は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用す

る。

3点目は令和5年4月1日から施行する。

4点目は令和5年10月1日から施行する。

職員の給与改定は、東京都人事委員会の勧告に準じて実施しており、主な勧告内容は次のとおりである。

① 行政職給料表(1)のうち若年層について引上げ（平均改定率0.2%）

② 勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引上げ

なお、1点目、2点目及び3点目については職員組合と現在協議中であり、4点目については妥結済みである。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例

（市民部長説明）

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介して、住民票の写しなどを交付する場合の事務手数料を引き下げる必要があるので、本案を提出する。

コンビニ交付サービスの更なる利用を促進し、窓口業務の縮減や窓口の混雑緩和による丁寧な市民サービスの提供を図るとともに、マイナンバーカードの利用促進等を図る観点から、コンビニ交付における事務手数料の引下げを行うものである。

また、コンビニ交付における事務手数料の額を、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し及び課税・非課税証明書については、300円を150円に、戸籍証明書については、450円を250円に減額するものである。

施行期日については、令和5年3月1日からとする。

なお、コンビニ交付における事務手数料の引下げに要するシステム改修費等については、別途12月補正予算に計上する予定である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市企業誘致条例の一部を改正する条例

（協働推進部長説明）

令和5年3月31日をもってその効力を失うことから、時限的な措置を恒久化するため、本案を提出する。

失効期限等を規定した附則第2項及び第3項を削るものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算(第7号)

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中であるが、概要として、債務負担行為においては文書管理システムの導入、歳入については地方創生臨時交付金関係、歳出については地方創生臨時交付金にかかる各種事業、マイナンバー取得率向上のための各種事業及び東京都人事委員会に基づいた人件費の増額となっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 令和4年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中であるが、概要として、歳入については主に保険給付費等交付金について、傷病手当金の増額補正分が全額補助対象になることから、増額補正をするものである。また、財政安定化支援事業繰入金について、令和4年度の普通交付税算定結果に基づいて、併せて増額補正をするものである。

歳出については、傷病手当金の支給実績の増に伴い増額補正するものである。また、保険給付費等交付金過年度分返還金について、令和3年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金等の確定に伴い、返還額が生じたため、併せて増額補正するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和4年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中であるが、概要としては例年よりも保険料の還付が多いことから、令和5年3月までに予算を使い切る可能性があるため、増額補正させていただくものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (12) 令和4年度武蔵村山市都市核地区土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中であるが、概要としては人事異動に伴い、職員人件費を増額する必要性が生じたことから、歳入歳出をそれぞれ増額するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (13) 令和4年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中であるが、概要としては歳入歳出ともに職員手当等の増加が見込まれることから、それぞれ増額補正するものである。また、葬祭費についても支給件数の増加に伴い、歳入歳出ともに増額補正するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (14) 令和4年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算(第1号)

(建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出するもの。

内容等については、現在精査中であるが、概要としては令和3年度決算の確定に伴う一般会計からの繰入金金の精算による増額や、電気料金の価格上昇及び人件費の増額により、補正するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (15) 武蔵村山市総合体育館外9施設の指定管理者の指定について

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項

の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称及び所在地については、以下のとおりである。

- ① 総合体育館（岸三丁目45番地の6）
- ② 総合運動公園運動場（岸三丁目45番地の6）
- ③ 野山北公園運動場（本町五丁目31番地の1）
- ④ 雷塚公園野球場（学園四丁目4番地）
- ⑤ 雷塚公園庭球場（学園四丁目4番地）
- ⑥ 大南公園野球場（緑が丘2542番地）
- ⑦ 大南公園庭球場（緑が丘2542番地）
- ⑧ 大南公園体育施設管理事務所（緑が丘2542番地）
- ⑨ 三ツ木庭球場（三ツ木一丁目20番地の9）
- ⑩ 野山北公園プール（本町五丁目31番地の1）

指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者については、以下のとおりである。

- (1) 名称 フクシ・オーエンス共同事業体
- (2) 所在地 東京都江東区大島一丁目9番8号
- (3) 代表企業 株式会社フクシ・エンタープライズ
- (4) 代表者氏名 代表取締役 福士 朝尋

指定の期間については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市民会館の指定管理者の指定について

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称及び所在地については、以下のとおりである。

- (1) 名称 武蔵村山市民会館
- (2) 所在地 武蔵村山市本町一丁目17番地の1

指定管理者の名称、所在地及び代表者氏名については、以下のとおりである。

- (1) 名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 所在地 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地
- (3) 代表者氏名 代表取締役 橋本 鉄司

指定の期間については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター整備工事(建築・昇降機・解体工事)の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額については、1,956,042,000円である。

工事概要については、敷地面積 2,482.46 m²、鉄骨造3階建、延床面積 3,871.54 m²の新築等における建築工事、昇降機工事及び既存建築物解体工事である。

工期限については、議決のあった日の翌日から令和6年12月13日(金)までである。

(結論)

提出議案として決定する。

- (2) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター整備工事(機械設備工事)の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額については、1,370,787,000円である。

工事概要については、鉄骨造3階建、延床面積 3,871.54 m²の新築等における機械設備工事であり、主な設備については、空調設備、給排水衛生、ガス、厨房排水除外設備ほかとなっている。

工期限については、議決のあった日の翌日から令和6年12月13日(金)までである。

(結論)

提出議案として決定する。

- (3) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター整備工事(電気設備工事)の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額については、618,134,000円である。

	<p>工事概要については、鉄骨造3階建、延床面積3,871.54㎡の新築等における電気設備工事である。</p> <p>工期限については、議決のあった日の翌日から令和6年12月13日（金）までである。</p> <p>（結 論）</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>令和4年第4回市議会定例会の招集期日は12月1日（木）である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：372）</p>
--------------	----------------------------

（日本産業規格A列4番）